

第18回軽米町議会定例会

平成29年 9月 6日(水)

午前10時00分 開議

議事日程

日程第1 一般質問

2番 中村正志君

3番 田村せつ君

7番 茶屋隆君

○出席議員（14名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君	14 番	松 浦 求 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	藤 川 敏 彦 君
教 育 長	菅 波 俊 美 君
総 務 課 長	吉 岡 靖 君
税 務 会 計 課 長	小 笠 原 亨 君
町 民 生 活 課 長	川 島 康 夫 君
健 康 福 祉 課 長	於 本 一 則 君
産 業 振 興 課 長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課 長	川 原 木 純 二 君
農 業 委 員 会 会 長	西 館 徳 松 君
監 査 委 員	竹 下 光 雄 君
教 育 次 長	佐 々 木 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 和 己 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	吉 岡 靖 君
健 康 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長	堀 米 豊 樹 君
水 道 事 業 所 長	川 原 木 純 二 君
再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推 進 室 長	平 俊 彦 君
税 務 会 計 課 担 当 主 幹	戸 田 沢 光 彦 君
町 民 生 活 課 担 当 主 幹	福 田 浩 司 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹	坂 下 浩 志 君
健 康 福 祉 課 担 当 主 幹	大 西 昇 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹	小 林 浩 君
地 域 整 備 課 担 当 主 幹	江 刺 家 雅 弘 君

教育委員会事務局担当主幹

大清水 一 敬 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

佐 藤 暢 芳 君

議 会 事 務 局 長 補 佐

小 林 千 鶴 子 君

議 会 事 務 局 主 査

鶴 飼 義 信 君

◎開議の宣告

- 議長（松浦 求君） おはようございます。ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
本日の一般質問は、通告順によって2番、中村正志君、3番、田村せつ君、7番、茶屋隆君の3人とします。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎一般質問

- 議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、一般質問を行います。
質問通告に基づき、順番に発言を許します。
-

◇2番 中村正志 議員

- 議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

- 2番（中村正志君） おはようございます。今定例会におきまして、私から3項目について一般質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、軽米町の表彰に名誉町民や町勢功労者表彰を新設してはどうかということについてお伺いいたします。ちょうど1年前の9月定例会は、リオデジャネイロオリンピックが終了し、日本人選手の活躍で、そして4年後は東京オリンピック開催ということで、日本国中が大変にぎわいを見せていたころだったかなと振り返っているところです。その中でも特にお母さんが軽米町出身である女子レスリング、伊調馨選手の前人未踏の金メダル4連覇は大変すばらしく、すごいと称賛されました。すぐさま国では国民栄誉賞を授与し、伊調馨選手をたたえられました。軽米町にゆかりのある伊調馨選手の国民栄誉賞は、私たち軽米町民にとっても大変喜ばしいものであり、誇りでした。

そこで、昨年9月定例会一般質問で、お母さんが私たちと同じ軽米町出身であり、軽米町民の血を引く伊調馨選手ですので、軽米町においても町民栄誉賞などを

新設し、顕彰されてはいかがでしょうかという提言に対し、山本町長はお母さんが当町出身ということで、何らかのメッセージなり検討はしていきたいというふうに考えておられますと答弁されました。ちょうど1年経過しましたが、何ら検討結果について町民へのメッセージがなされていないようですが、どのような検討をなされたのかお伺いします。

次に、関連するとは思いますが、名誉町民については伊調馨選手が該当するかどうかを検討することにより、今後の軽米町としての基準の方向性が見出されるものと想定されますが、関連性を含めての答弁でもよろしいですので、今後名誉町民の設置の可能性についてご答弁方お願いします。

また、長年町づくりに尽くされてきた人たちを顕彰する軽米町最高位に位置する町勢功労表彰（仮称）ですが、個人、地域、団体等を含めての軽米町版叙勲に値するような表彰制度を新設されてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

軽米町では、表彰条例、規則を設置し、運用方針や取り扱い要領をもとに毎年表彰されております。条例については、他市町村のものとはほとんど変わる内容ではないと思いますが、表彰者を見ると軽米町の場合は大会成績や県、国等での審査会での上位成績、町や関係機関で委員委嘱された方々の永年勤続の方々が主な表彰者のようです。このことについて特に異を唱えるつもりはないのですが、もう少し町民として、町民のための地道な日ごろの活動に目を向けての表彰ということもあっていいのではないのでしょうか。特に町から委嘱された委員ではなくても、ふだんから派手ではないけれども、町づくりの土台を支えてくださっている大先輩方もおられるのではないのでしょうか。もう既にお亡くなりになられた方の中でも現在の軽米町の中で輝かしい実績を残している活動のきっかけづくりや、土台づくりを長年かけて活動された結果のたまものとしての評価にも目を向けていくべきではないかと思いますが、どのようにお考えになりますか。

難しい課題かもしれません。しかし、役場職員としてふだんから町民の方々の生活、活動等に目を向けて仕事をしていれば答えは見えてくるものだと思います。役場以外の仕事のことは役場には関係ないのではないのです。どちらかという町職員の中にはこの傾向が見受けられるような気がします。軽米町で行われている全ての業務、活動等は、役場として常にアンテナを高くして情報収集に取り組む姿勢こそが町民と一緒にあっての協働の町づくりにつながるものと考えますが、いかがでしょうか。このような観点で、新たな表彰形態を生み出してほしいということです。

最後になります。通告している順番とは逆になりますが、町の表彰について、町長表彰、教育委員会表彰、団体表彰など各機関との連携を持って段階的な表彰制度へと見直すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。他市町村では、町長表彰というより、児童生徒を対象として教育委員会表彰が多く行われ、顕著な実績に対

して町長表彰というような実績の段階により分けて行われているように思います。また、体育協会表彰も含めて町全体としての段階的な表彰のほうがわかりやすいと思いますが、検討されてはいかがでしょう。

以上、町の表彰制度における新設、そしてもっと町民生活に寄り添った姿勢を持つての役場業務への転換こそが新たな表彰規定設置につながるものと思ひ、そして最後に町の段階的な表彰の見直しの検討を提言し、質問を終わります。答弁方よろしくお願ひします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の軽米町表彰に名誉町民や町勢功労表彰などにかかわるご質問にお答えいたします。

最初に、昨年9月の定例議会にご提言をいただきました伊調馨選手の表彰にかかわる検討内容についてお答えいたします。女子個人として世界初の4連覇という偉業をなし遂げられ、国民栄誉賞を受賞された女子レスリングの伊調選手につきまして、お母さんが当町出身というご縁があるということで、中村議員からは昨年の9月定例議会におきまして、同選手の表彰についてご提案をいただいたものであります。お母さんが軽米町出身であり、当町としても名誉なことでもあると認識しておりますが、オリンピック出場前からを含めたこれまでの伊調選手と当町とのかかわり方、当町でのレスリング競技への取り組み等を考慮しますと、町としての表彰の対象にはならないのではないかと判断いたしました。

次に、名誉町民、町勢功労者など軽米町最高位の表彰者、表彰団体の新設の考えはないかのご質問にお答えいたします。近隣市町村等の状況を見ますと、表彰条例のほか名誉町民条例等を設け運用している市町村がございます。対象になられた方々を見ても、かなり限定的に運用されているようでございます。当町におきましても制定が考えられる制度とは思いますが、その導入時期につきましても町民の皆様の声あるいは機運等から判断したいと考えております。

次に、町、教育委員会、関係団体等との調整を図りながら体系的な表彰規定の見直しを図るべきとのご質問にお答えいたします。町の功労者及び功績者等にかかわる表彰につきましても、表彰条例と同規則のほか、運用方針、要綱を定め運用するとともに被表彰者の決定に当たっては、軽米町表彰審査委員会に諮問し審査をいただいているところでございます。町の表彰のほか、教育委員会におきましても児童生徒を対象とした表彰要綱を定め、昨年度から運用しており、また町の体育協会におきましてもスポーツ関係者を対象として表彰を実施しております。それぞれの目的や対象者等を確認し合いながら、被表彰者の皆様にとりましても有効的で意義ある表彰となるよう努めてまいります。

次に、町民の長年の継続的な地道な活動へ光を当てた表彰についてでございますが、表彰条例第1条には「軽米町の公共福祉の増進につくし、又は町の名誉の高揚に貢献し、功績が極めて顕著であって他の模範とするに足ると認められるものを町長が表彰することを目的とする」と示されております。その目的に合致するような内容であれば表彰の対象に当たるものと考えます。現行の規定や運用が条例の目的に即したものになっているかどうか検証しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） 初めに、伊調馨選手のことについてですけれども、レスリングとのかかわり、オリンピック以前からのかかわり等が薄いということで、該当外ではないのかというふうな決めつけたやり方での判断だったように私はお受けしますけれども、果たしてどうなのかなと。レスリングであろうと何であろうと名誉なことであれば、そしてまた12年前には軽米高校に姉妹として、金メダル、銀メダルをとった伊調姉妹が非常に困難な状況の中でわざわざ来ていただいて、軽米高校生の前で講演といいますか、シンポジウムのな、対談的な形でやられたわけですけれども、果たして、それで関係が薄いのかなというふうな判断はちょっと早過ぎる判断だったのではないかなという気がします。

なぜならば、昨年も話しましたがけれども、新聞記事の中においても、岩手日報は岩手県の新聞だと思えますけれども、伊調姉妹といえば軽米にゆかりのある選手だというふうなことでの記事が載っています。そういう点で、軽米町にそういう親戚の方がいらっしゃる、ですからその方の声も聞いて記事に載せていると。ということであれば、もう少し考慮してもよかったのではないのかなと。最終的には該当にならないというふうなことであっても、もう少し努力してもよかったのかなというふうなこと、非常に残念でならないというふうに感じております。実際親戚等が町内にいらっしゃるということも当然町長等もご存じだと思いますので、もう少しそういう点で、こんな名誉なこと、なかなかこういうことはない。一つのきっかけをいかにして町づくりに発展させていくためのきっかけづくりにするかというふうなこと、常にそういうことを職員としては考えるべきではないのかなということ非常に残念に思いますが、そういう結論が出たのであれば、それ以上のことは申し上げません。ただ、今後とももう少し一つのチャンスというものをつかんで、何か努力して町づくりにつなげてもらえればなというふうなことを、いろんな面において期待したいなというふうなことをちょっと申し上げておきたいと思えます。

次に、名誉町民について、確かに難しいことだなというふうに、私もほかの、隣

の二戸市を見ますと、二戸市には3人ぐらい名誉市民がおられるようです。瀬戸内寂聴さん、菅三郎さんという方は岩手県の社会福祉協議会の会長を長くやられたというふうな方、そして田中館愛橘さん、いずれも前の2人は浄法寺町のころ、田中館愛橘さんは二戸市になる前、福岡町のころに任命されているというふうな。ですから、岩手県の中でも見ると、久慈市であれば柔道の三船久蔵十段とか、アレンさん、アレン短大があるところは多分軽米の幼稚園の関係のあった方なのかなと思いますけれども、あと金田一京助さんとか、本当のまれな方々しかいないということで、なかなかそんなにいるわけではないのかなというふうな気はしますけれども、ただこういうこともあるということで、もし該当するのであればどういうことということも常に検討し、日々の業務、頭の中に入れておいていただいてもよろしいのかなというふうな気がいたします。

そして、あと町勢功労者については、ちょっと私の質問の内容をまだ理解していただいているというふうな気がするのですが、確かに条例の目的の中には実績が極めて顕著で町民の模範になると。このことについては、どの市町村でも同じ条例、目的であるというふうに私理解しております。ただ、その表彰の仕方の中に、今までした人がいいとか悪いとかということではないのですけれども、けさの岩手日報の記事の中にも陸前高田の市勢功労者の方が亡くなりましたという記事が小さく載っていました。その方、やはり市勢功労者、町勢功労者というのは、そういうふうな位置づけなのだなというふうなことを感じたわけです。ということは、勤続年数、委員の年数がただあった人と、もっともっと長く苦勞して活動されて実績を顕著に上げた方、全て同等の扱いでいいのかなというふうなことをちょっと感じているわけです。

軽米町の中において、これまでの例として、ちょっと名前は言いませんけれども、今やもう亡くなられた方もおられるわけですが、スポーツ界でいえば軽米町は剣道の町軽米と言われております。では、その剣道の町軽米となるまでの経緯、どなたがそういうふうな実績を上げてきたかと。多分皆さん方は十分ご存じだと思います。そういう方が昭和30年代からずっと軽米町の子供たちを育成しながら、そして中学校、高校の実績を上げ、そして指導者も育成しながら、今や岩手県下においては剣道、軽米というふうな名をとどろかせるような状況にもなっていると。その方は、ほかにもいろんな役職もやられたようですけれども、そういう方も過去にはおられると。

また、先にお亡くなりになられた方の中で、歯科医師として何十年間という町で活動された、学校歯科医として常に子供たちの虫歯予防とかいろんなことをやられて、長年、生涯現役というふうな形で活動されたと。その方は、町の委員の委嘱とかはなかったのではないかなと思いますけれども、そういう方もいらっしゃるかと。

また、ほかには地域活動の中でも町内に名をとどろかせている地域もあるのではないかなど。例えば結いの集落づくりをして全国にネットワークができているぐらいの名が知られている地域とか、そういうところもあると。今言った3つの例しか挙げていませんけれども、確かにそういう実績を拾い上げるというのもなかなか難しい部分はあるかとは思いますが、ただそういうふうな人たちもいる。その人たちは、多分何かの委員の委嘱を何年どうのこうのではない、ふだんからの地道な活動の成果をそのような成果として上げてきているのではないかなど。それがまず町勢功労、町づくりに大きく貢献した人たちというふうに、こう考えるわけですが、そういう方を毎年、なければなくてもいいのですけれども、1年に一人でも二人でも見つけて、見つけてと言えればあれですけれども、そういう方を顕彰して、町民みんなでお祝いして、そして皆さんの模範となるように、またこれから後世に残すような形にして、次、今のいる人たちがその方を模範として自分たちの活動に生かすというふうなこともあるのではないかなどということ、この町勢功労表彰についてちょっと検討してはいかがですかということをご提案させていただいたわけですが、その辺のところをもう一度。私が言っている意味を理解していただければ、そのことについて再度ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

そして、それがすなわち机上の書類だけを見る表彰ではなく、ふだんから町民に常に目を向けていく職員の姿勢というのがやっぱり非常に大事ではないのかなというふうなことを感じるわけですが、最近はどうもどちらかというところだとパソコンを見て仕事をしている部分が多いような気がしないでもない。もっともっと町民を見て、町民とのコミュニケーションを深めてもらうというふうなことがちょっと欠けているのではないかなということも含めて私提言させていただきました。再度その辺を含めて町長から答弁いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいまの中村議員のご提言をお聞きいたしまして、私もかなりいろいろ考えるところもございます。いずれ今後は庁内でさまざま検討しながら、いろいろ外部の意見等もいただきながら、これからの、また今年度の表彰のあり方も含めて検討しながら、これまではちょっと時間が、そういった検討が足りませんので、来年度の課題としていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） いずれ表彰については、今までの流れの中での慣習的なものだけ

ではなく、どこでもやっていると思いますので、ほかの市町村ではどういう表彰の仕方をしているのかということも担当者は勉強していただいて、そしてまた軽米町の中では、ではそういうふうな該当する人はいないのかというふうなことにも目を向けていただく。そして、それが担当者だけではなく、全ての分野の中にそれが必要なというふうな感じもいたします。一つにはなぜそのことを考えたのかというと、先日の葬儀の際に町長が弔辞を述べられました。多分町長として弔辞を述べられたということは、それなりの方だというふうなこと。ということは、すなわちそういう、私が言うことと同じことなのかなと。それが一つの、町長として弔辞を述べるにはそれなりの基準があるべきではないのかなというふうなこと、今後のためにもそういうことをきちんとしていくべきではないのかなというふうなことを感じたものですからご提言させていただきました。このことについては、来年に向けて検討していただくということですので、そのことをお願いして次の質問に入らせていただきたいというふうに思います。

それでは、2点目として町の嘱託や臨時職員の報酬、賃金統一化及び移住も含めた雇用への賃金体系の考え方についてお伺いします。役場職員には正規職員と嘱託職員や臨時的雇用職員など非正規職員の方々が一緒になって業務を行っておりますが、それぞれ職種の違いにより業務内容もそれぞれだと思いますが、まず1点目として非正規職員である嘱託職員と臨時雇用職員の違いは何かをお伺いします。

嘱託といえば何か資格を要する職種であり、待遇も臨時雇用職員よりはいいように受け取っているのですが、ただ保育園の保育士不足で臨時雇用で雇っているようですが、そのことから必ずしも嘱託イコール有資格者ということでもないようですので、町としての見解を教えてくださいたいと思います。

2点目として、3月定例会の予算特別委員会で問題提起させていただいているところですが、嘱託員の月額報酬の金額が各課まちまちであり、また差が大きいことにびっくりしているところです。報酬金額が多いことはいいのですが、ただし職種によつての差があることの理由をお聞きしたいところです。各課からの要望や国、県等の補助により定められている金額であることも予想されるわけですが、予算書で見たところ、上は月額23万円、下は月額9万円程度、この差は何なのでしょう。免許等の有資格者の能力給と施設管理だけの業務の差なのかと思ったりしているところです。低いところは、20年前とほとんど金額が変わっていない部署もあるようですが、嘱託職員として働いてもらう人に申しわけないということにはならないでしょうか。軽米町として雇用しているのですから、町として全課統一した報酬基準を定める必要があるのではないのでしょうか。その基準を定める考えはないかお伺いします。

3点目ですが、臨時職員は、労務の運転手など有資格者などと事務職員とでは賃

金の差があるようですが、正職員不足で臨時職員を雇用している現状において、パソコンなどの有資格者もいるわけですので、事務職員の待遇も見直す時期ではないかと思いますが、このことについてどのようにお考えかお伺いします。

最後になりますが、現在総合戦略において人口減対策の事業も検討しているところだと思いますが、その中で移住人口の増ということも大きな課題の一つだと思います。移住人口の増を図る上においても町職員の雇用も重要施策だと思うわけですが、現在の役場職員の20代、30代が占める割合が多くなり、組織としてアンバランスの状態を予想するわけですので、職員の選考採用も検討し、民間で培ってきたノウハウを役場に導入してはどうかという提言をしたことがあります。そのことに対しては、山本町長は今後も選考採用は考えず、試験採用で進めると答弁されています。それはそれでいいのですが、現状の職員ニーズに合わせた年齢制限も検討すべきと思うわけですので、そのことについては通告内容にない余談ですので、頭の片隅にでも置いていただければと思います。

本題に戻ります。正職員でなくても家庭の事情等でUターンしている人などいることから、町の臨時雇用職員も一つの職種であり、移住人口の増と考えてもいいのではないのでしょうか。そこで、現在の臨時雇用職員の賃金がどうあればいいのかも考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

軽米町で生活する上における最低賃金をどのように捉えているのでしょうか。生活といっても1人世帯、高齢の親の面倒を見ながらの2人世帯、夫婦と子供の3人、4人世帯など世帯内容はまちまちだと思いますが、現状の臨時職員賃金では1人世帯でも生活していくには大変であるという声を聞きます。役場職員は、町では最高給の給料だと思います。毎年12月になれば職員給料改正の議案が提出されます。しかし、臨時職員の賃金値上げについては同様な改正が見られないのが現状ではないのでしょうか。

ことし、国では働き方改革実行計画を発表し、その中で特に非正規雇用職員の待遇改善などが計画の中に盛り込まれています。私は、まだ内容をきちんと読んでいませんが、今後働き方改革に合わせた嘱託報酬や臨時賃金などの見直しが必要だと思いますが、あわせてお伺いします。

以上、答弁方よろしくお願ひします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の町の嘱託や臨時職員の報酬、賃金の統一化などに係るご質問にお答えいたします。

最初に、嘱託職員と臨時職員との違いについてのご質問にお答えいたします。当町における嘱託職員のほとんどは、一般職の非常勤職員という位置づけで、主に非

常勤専門職員や時間雇用職員として任用しており、嘱託職員イコール有資格者という固定的な任用とはなっていないものであります。任用の根拠といたしましては、地方公務員法第17条とされ、当町におきましては非常勤職員取扱要領を定め運用しているところでございます。嘱託職員の任用期間は12カ月以内としておりますが、更新の制限はなく、また勤務時間を29時間以内として運用しております。

一方、臨時職員につきましては、天災等による業務の増加や一時的な業務、欠員補充等、緊急的な場合に任用する職員として規定しております。任用の根拠といたしましては、地方公務員法第22条及び町の臨時的任用職員取扱要領となっております。勤務時間につきましては、正職員と同様の時間となっておりますが、任用期間につきましては期限付臨時職員の場合、原則6カ月以内とする等の制限があるものでございます。当町におきましては、勤務時間や期間の制限等との業務の特性等から判断し、嘱託職員あるいは臨時職員として任用しているところでございます。

保育園における保育士等につきましては、施設の開設時間が長く、しかも土曜保育も必要で、勤務時間に制限がある嘱託職員での対応は難しいと判断されることから、期限付臨時職員等との任用により対応しているところでございます。また、業務の特性から保護者の皆様から安心していただけるよう、できるだけ保育士の資格を持った方を任用するという方針としているところでございます。

なお、非常勤職員と臨時的任用職員のあり方につきましては、法的な課題や運用上問題があるとして、本年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成32年4月1日施行とされたところでございます。

法改正の概要につきましては、特別職の非常勤職員と臨時的任用職員の任用の厳格化及び一般職の非常勤職員の任用に関する制度の明確化で、会計年度任用職員を新たに制度化するものでございます。この法改正の背景には特別職として任用された非常勤職員に関しては、一般職の職員には課せられる守秘義務の規定が適用されていないことや、一般職の非常勤職員の任用が法的には不明瞭な点があるということなどがございます。当町におきましても、この法改正の趣旨に即した体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、嘱託職員の統一的な報酬規定と臨時職員にかかわる賃金の見直しに関するご質問についてお答えいたします。嘱託職員は、現在町民生活課、健康福祉課、健康ふれあいセンター及び教育委員会において18の職種において任用しております。専門的な職種を初め、その職種は多岐であり、現状では統一化した報酬を定めることは難しいと考えております。

参考までに申し上げますと、岩手県や近隣市町村においても統一的な報酬額は規定されていないのが現状となっております。また、臨時職員の賃金につきましては、岩手県や近隣市町村等と同様な職種区分や経験年数区分により規定しており、岩手

県の最低賃金を鑑みながら見直しているところでございます。嘱託職員及び臨時的任用職員の報酬または賃金につきましては、先ほどご説明いたしました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき対応してまいりたいと考えております。

次に、軽米町で生活する上での最低賃金の捉え方についてお答え申し上げます。まず、前段の移住人口の増と町の雇用でございますが、人口減少が続く中、IターンやUターンで移住を推進することは重要な課題であり、町といたしましても総合戦略を策定するなど最重要課題として位置づけ、企業の誘致や町内事業者における新規求職者等地域雇用促進奨励金等により雇用の創出に取り組んでいるところでございます。軽米町で生活する上での最低賃金の捉え方ということでございますが、最低賃金制度につきましては、最低賃金法において都道府県労働局長等が地域別の最低賃金を決定することとされ、最低賃金は岩手県においても毎年見直しが行われ、その結果が公表されているところでございます。この制度におきましては、使用者は最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払うことが義務とされているところであります。私といたしましては、最低賃金にとらわれず、町民の皆様から少しでも豊かな生活を送っていただくことのできるよう、今後とも町民所得の向上に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） 法律的な部分等もあるかとは思いますが、いずれ町で雇用しているのであれば法律をきちんと解釈した上で、町に有利になるような、または町民が求めているような状況を新たにつくるべきではないのかなど。ほかでやっているからそのとおりだということではなく、やはり町民の中で不安、不満といえますか、ちょっと満足できていない部分があるということも実際あるわけです。

最近議会の中でも、年度途中にしょっちゅう嘱託等の補正等が出されてきています。これは途中でやめたからとか、見つけられなかったとか何とか、いろんなのがあるわけですが、そこで私、また新たな提案でもさせていただければ。嘱託職員報酬とか臨時的職員の賃金等について、今のやり方はそれなりの法的な部分、取扱要領等でやっているかと思うのですが、やはり嘱託であれば一つの有資格者、例えば保健師だ、看護師だというふうな方々、同じ部署に同じ報酬で長年勤めている方もいらっしゃるようです。それで、これではちょっと満足できないということでやめて、ほかのほうに行ったということも聞いたりしております。確かに働いている人にとっては、そうではないかなど。やはり皆さん方、同じ町民として、自分がその場にいたらどう思いますかというふうなことも考えてもらいたい

なという気がします。もう決まりは決まりだから、それ以上のことはできませんよではないのではないかなと。働いている人の身になって、そこをいかにして改善するかという努力が必要ではないのかなという気がします。

今回9月定例会、監査があるわけですがけれども、監査委員の意見の中で、募集しても応募がないということではなく、もっと積極的に応募できるような環境づくりをすべきではないのかというふうなご意見がありました。全くそのとおりではないのかなと、応募してもらえそうな環境づくりに努力していないのではないのかなと。

まず1つには保育士の問題ですけれども、保育士についてはちゃんと資格を持っている方々がいるわけです。その方が正規採用されている方と臨時採用されている方での待遇の差が余りにも違い過ぎるのではないのかなと。では、どちらが仕事ができる、仕事ができると言えばあれですけれども、やはりベテランの臨時の方もいらっしゃると思うわけですが、そういう中で岩手県の教育委員会のほうでは、正規採用されない教員を臨時雇用しながら常勤講師として採用して、月額給料、そして月数によってはボーナスも出るという、そしてそれを継続していれば1年ごとに昇給するという制度があるようです。また、聞くところによると県立病院の中でも臨時に看護師として雇われても、年数を経ることによって昇給するというので、そちらのほうの魅力だからということで、そちらのほうに転職したというふうな話も聞いたりしております。そういうことが実際同じ公的な機関の中で行われるということは、軽米町でもできないわけではないのではないかなと。町長が子育て支援ということで、保育園の充実を図っている。しかし、保育士が足りない。だったら、保育士を何とかして、いい保育士の方々にいい環境の中で働いてもらうという環境づくりをする一つの方法として、この賃金面等の待遇も大きなことではないのかなという気がするわけです。

ですから、嘱託なのか、臨時なのかはわかりませんが、それは確かに嘱託の場合は時間制限、週29時間と、臨時雇用の場合は正規職員と同じ1日7時間45分ですか、その5日間というふうなことで仕事をしてもらえるということなので、そういうふうなやり方をしていると思いますけれども、それを例えば保育士だったら保育士だけの昇給制度とか、保健師、看護師だったら看護師、それだけのやり方とかというふうなこともあっていいのかなというふうな感じもするわけですが、その辺のところも可能かどうか。事務的なことですから総務課長でもよろしいですので、答弁いただければなというふうに思います。

また次に、臨時職員ですけれども、たくさん臨時職員、各施設等にいるわけですが、ひとつちょっと聞くところによると毎年のように職員が入れかわりになっているということによって、やはり施設管理の継続性がちょっといまいち失われ

ているのではないかなという声が聞こえてきております。特にハートフル・スポーツランド、野球場、またはパークゴルフ場の芝生とかそういう管理も含めて、あそこはただ草刈りをしていればいいということではなく、その状況を判断しながら、いかにしていい芝状況をつくるかというふうなことは、長年やっていればそういうふうな訓練ができていくと。その辺のところの臨時職員の専門性といいますか、そういうふうなことも考慮して、ある程度の継続性のある臨時職員の雇用というふうなものも考えていくべきではないのかなというふうな気がしております。

また、次に質問させていただきます火葬場の職員についてもですが、失敗は許されないと。ただ、1人雇ってあればいいということではなく、あそこも専門性のある職種ではないのかなという気がするわけです。もう少しその辺のところも含めて、臨時なら臨時でもいいのですけれども、まずもう少しきちっとした人事配置というふうなものも考えなければならぬのかなという気がします。

また、施設管理においても、それぞれの資格を持っていないと管理できないというふうな施設もあるわけです。例えば危険物取り扱いの資格だとか、ボイラー資格を持っていないかとか、また軽米町のプールの場合はB & Gの資格も持ってないか。これは、正規職員が持ってあればいいというふうなことかもしれませんが、そのほかにもいろんな資格を持って施設管理をしている。だから、そういうふうな点も含めれば、ある程度の専門性もあるのかなというふうな感じもするわけですので、継続雇用が可能かどうか、その辺のところもちょっと教えていただければなというふうに思います。

いずれ軽米町の中では、役場の正職員でなくても、臨時職員であっても、嘱託職員であっても、他の町内の企業と比較した場合、そんなに見劣りするわけではない。かなりいい賃金をいただいて、保障等もあつたり、保険等もあつたりというふうに非常に恵まれている状況の中ではあるのですけれども、ただただ生活する最低保障賃金といいますか、最低賃金に届かない部分があるようですので、その辺のところも考慮していただいた賃金設定等を考えていただければなというふうに思います。ちょっと事務的なことですので、総務課長からでもご答弁いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松浦 求君） それでは、総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、平成32年4月1日からは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による非常勤、臨時職員の体系が必要になります。この法律の要点としましては、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、特別職としての非常勤職の任用の厳格化、あるいは臨時職員の厳格化であり

ます。臨時職員についてでございますが、本来は災害による業務の増大、あるいは一時的な事務が生じた場合、あとは職員に欠員が生じた場合等に限られた期間で任用することとされているところですが、定員適正化計画等で職員も減少する中、それぞれの団体では緩やかな運用をしてきたというのが実態だと思います。それについて今般法律が改正になって、臨時的任用職員については常勤職員に欠員が生じた場合のみというふうにされることとなっております。

一方で、一般職の非常勤嘱託職員の任用につきましては、法的に曖昧なところがあって、それぞれの市町村において要領を定めて運用してきたわけですが、その中で、中には非常勤職員についても手当等を支給している団体もあるというふうなことで運用されてきたわけです。今般、法の改正によって会計年度任用職員というふうな制度が導入されることになっておりますが、その中でもフルタイムの職員、あるいはパートタイムの職員というふうな位置づけ、区分があるわけなのですが、その中で賃金体系なり勤務条件等もいろいろ法の中で条件を細かく付されながら運用していく、それぞれの団体で運用していくというふうなことになっております。したがって、今の当方の非常勤職員取扱要領なり、臨時的任用職員の取扱要領も抜本的に見直す必要が出てきますので、それに合わせた形で見直しを図りたいと思っております。

以上です。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） 今のことについては、働き方改革というふうなことが提唱されて、今これから始まろうとしているわけですので、その中でちらっと見た中では非正規職員が正規職員と同等な賃金体系に近いような賃金をというふうなことも提案されているようですので、そのことかなと思ったりしているわけですので、その辺も含めて、今後いい人材が軽米町の役場で働いてもらえるような環境づくりというふうなことを念頭に置いて体制をつくっていただければなというふうに思いますので、今後の検討を期待して、今回はそれについては終わりにしたいと思います。

3つ目の質問に入らせていただきます。それでは、3点目ですけれども、軽米町火葬場の改修についてです。軽米町火葬場の改修は、3月定例会での町長答弁どおりの日程で進むのかについてお伺いします。火葬場については、町長の政務報告の中で休憩室の改修、エアコンの設置のほか、火葬業務におけるメンテナンスの実施や故障を未然に防ぐ対策に努力していることが述べられました。努力していることには敬意を表しますが、ただしこの報告こそ、すなわち火葬場の老朽化により、いつ故障するかという不安があるということのあかしだと感じられました。いずれ町民の中では、火葬場の老朽化の不安が拡大しています。火葬炉の現状については、

政務報告の内容の繰り返しになるかもしれませんが、いま一度答弁をお願いします。

火葬場については、この後同僚議員お二人も質問通告されておりますので、私に限らず町民不安が拡大し、緊急かつ重要事項の一つであることと感じてほしいものです。町長も緊急かつ重要施策として位置づけていると思いますが、3月定例会の同僚議員からの一般質問において「過疎計画では、平成30年に実施設計、それから平成31年に本体工事、平成32年に既存の建物の撤去の工事を予定しています。それを的確にできるように頑張ってもらいたいというふうに思っております」と答弁されました。この答弁どおり来年から事業開始するのだなというふうに思っている町民がおられるようです。私自身、ある町民から、火葬場は来年本当につくるのですねという切羽詰まった感情で問われました。私は、これまでの議会を通じての火葬場の緊急性を余り感じていなかったもので、3月定例会の議事録を読んでみて、町長が来年からの事業開始に努力したいという答弁をされており、町民の中では火葬場改修が始まるというふうに感じているようです。

ことしも9月となり、予算編成時期の12月まで3カ月余りとなりました。そろそろ来年度の町の大きな事業の骨格は、内部で議論されていることと思いますが、現時点において来年度から過疎計画の計画どおり進められる見通しなのかどうかお伺いします。

最後に、来年から事業を開始することになっても、新しい火葬場での落成には早くても2年以上はかかるわけですが、町民不安はなかなか解消されないと思います。不安を抱えている以上、今後は隣接の九戸村や二戸市での火葬を希望する町民がふえてくることが予想されます。新しい火葬場建設までの期間において、九戸村や二戸市の斎場を使用した場合、軽米町として遺族に使用料の全額を負担する考えはないかお伺いします。九戸村と二戸市、それぞれ使用料が違うと思いますので、一概に全額という取り決めが困難とすれば、安いほうに合わせての町負担を考えてもいいと思います。いずれ急を要する事項だということは、毎回使っている葬儀業者の方の声でもあります。行政マンが現場を見ているとは思えませんので、毎回立ち会っている葬儀業者との現状把握も行いながら、緊急性を感じながら火葬場改修に取り組むべきと思います。町民不安を解消する積極的な前向きな答弁を期待し、質問を終わります。ご答弁方よろしくをお願いします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の火葬場の改修についてのご質問にお答えします。

第1点目の火葬炉の現状をどう捉えているかについてであります。軽米町火葬場は昭和51年1月に完成し、40年以上の歳月がたっております。その間に管理棟の増築や火葬炉のれんがの張りかえ、台車の補修、さらには燃焼系統である火葬

炉主然バーナーの取りかえ、煙道ダクト取りかえ工事などの修繕工事を行っております。火葬件数につきましては、過去10年間はおおむね160件から200件程度となっております。メンテナンスとしては、火葬炉内の耐火レンガと台車ベッド、燃料系統の主然バーナー等の点検保守については、おおむね5年間隔で実施するとともに日常点検で設備の状況を常に把握するなど保守、修繕等が必要な場合は対応を行っているところであります。町民に不安を与えないような業務推進に向けて万全な体制をとっております。

第2点目の3月の町長答弁の改修予定に変わりはないかについてであります、3月定例議会で茶屋議員の質問に答弁したとおり過疎計画に掲げておりますことから、財政状況を勘案しながら早期着工に努めてまいりたいと考えております。

第3点目の改修するまでの期間において、九戸村や二戸市の斎場の使用に対して町で全額負担する考えはないかについてですが、当初予算で火葬場修繕休止時等使用料を計上しておりますが、これはあくまで町の火葬場修繕のために短期間休止する場合に九戸村や二戸市の斎場の利用をお願いし、管外使用料金を町で負担するものであります。今後につきましても、建てかえまでの間は現在の施設で円滑な火葬業務が進められるように引き続き施設管理に努めてまいります。

なお、火葬従事者を6月から2人体制とし、操作手順の確認や火葬場使用時の注意事項の徹底に努め、事故等が起きないように対処しております。また、7月に休憩室冷暖房設備工事及びトイレ改修工事を施工し、町民の利便性の向上を図ったところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） いずれ町民に不安を与えないようにまず進めていくと。それはそのとおりだとは思いますが、でも実際に不安があるということ、いかにしてこれを消していけるかどうかということではないのかなというふうに思いますけれども、事故がなければ一番いいのですけれども、ただ私もある葬儀に行っていたときに、1時からの葬儀にまだ火葬から戻ってこないというふうなこともありまして。そういうことも実際起こっているということは、火力が弱くなってきて時間がかかっているということは現実のようですので、その辺のことを考えて、財政状況を勘案しながら早期と言っていますけれども、来年すぐというふうなことにもなっていないようです。ただ、そういう軽米町の火葬場が使えないということに対しての九戸村、二戸市でやった場合の負担を町ではやると言いますが、使えないということはやる前から使えないということであって、ただ、今町民が不安に思っているのは、やっている途中で何か起こってはならないなというふうな不安のほう

が大きいのではないのかなというふうなことです、その辺のところも勘案しながら、本当に早期着工を目指すべきではないのかなという気がするわけですが、ただ、今つくったほうがいい、つくったほうがいいということだけではなく、今後ほかの質問の中にも施設改修が出てきております、いちい荘だとか交流駅とか。今や確かに老朽化、ほとんど昭和50年代前半につくった施設がまだ更新されていないというのが軽米町の施設の現状ではないのかなというふうな、だからどれもこれも改修しなければならないという状況になっていると思うわけですので、やはりここでもう一度じっくりと全体を見て総合的な計画を再度見直しするべきではないのかなと、特に施設整備計画については。その中で、緊急性、重要性を勘案して優先順位をつけてやっていくと。やはりこれは1年待ってもいい、いや、でも1年も待てないというそれぞれの施設、それぞれがあるのではないかなと。ただ、個々には全てが、自分たちの部分は全てが緊急だというふうに言うかもしれませんが、そこを全体的に見ながら総合的な計画を見直すべきだと思いますが、その辺のところを。

私、以前から5年経過しているのだから総合計画の見直しすべきではないのかなというふうなお話しすれば、総合戦略計画があるからつくる必要はないというふうなことで却下されておりますけれども、ただ総合戦略計画と総合計画とはまた別なものではないのかなというふうな気がしますので、再度検討していただければというふうに思います。

そこで、2つばかりお聞きしたいのですけれども、火葬場をつくる際、過疎計画、私たちがもっている計画の中には予算とかそういうふうなのが全然入っていないのですけれども、実施計画というのを多分内部でつくられていると思います。実施計画5年計画ぐらい、その中には予算が入っていると思いますけれども、実際、では火葬場をつくらうとしたときに幾らかかるとしているのか。ただつくれ、つくれと言ったって予算がないことにはどうにもならない。我々も予算を度外視してつくってほしいというふうなことだけを言っているものですから、実際つくらうとすればどれぐらいかかるのかというのを1つ。

もう一つは、過疎計画の中に周囲との調和を図りながら整備を進めたいというふうな言葉がありました。もしかして今後整備しようとしているのであれば、場所の選定というのも当然あるのかなと。今のところにつくらうとしているのか、別なところを想定しているのか、その辺のところ、もし今時点で考えているのであれば、そこをお聞きしたい。やはり早期にどうのこうのというのであれば、その辺もあってもいいのではないのかなという気がいたします。

それから、先ほど九戸村や二戸市を使ったときには支援をした方がいいのではないかと、参考までに私も調べてきましたけれども、二戸市では市外の方々が使う場合

は5万円、市内の人でも1万円は要すると。九戸村は、村外の場合は2万円と、九戸村も村内の人でも1万円、やはり自己負担はあるのだというふうなことのようです。その辺のところもちょっと参考にしながら、やはり町民不安を解消する上においては少し考えてもいいのではないのかなというふうな気がするわけですが、その辺のところを再度お伺いしたいというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松浦 求君） それでは、町民生活課長、川島康夫君。

〔町民生活課長 川島康夫君登壇〕

○町民生活課長（川島康夫君） 中村議員のご質問にお答えします。

最初に、事業費をどの程度見込んでおるかということについてでございますが、過疎計画の中では2億9,700万円ほどを見込んでおります。これは、実施設計から取り壊し、撤去まで含めた金額となっております。それから、場所についてでございますが、今のところ未定としております。計画はございません。

それから、九戸村、二戸市の町外利用に対する補助なのですが、現時点ではあくまでも火葬場休止時の臨時的使用の際にとどめたいと思います。いずれ今後とも町民の方に不安を与えないようにメンテナンス、あるいは火葬作業員の練度等を上げるよう努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦 求君） 2番、中村正志君。

〔2番 中村正志君登壇〕

○2番（中村正志君） 最後になりますけれども、町長から最後一言答弁いただきたい。

最後に、先ほどお話ししましたように火葬場に限らず、やはり今後いちい荘なり、交流駅なり、保健福祉センターなり、いろんな施設が、ほとんどが昭和50年当時の施設ばかりで、老朽化して整備更新する時期に来ていると。だから、それをいかにして今後整備計画を、優先順位をどのようにつけていくかというふうなことを当然考えなければならないと思います。今回の補正では、交流駅の土地の取得が出てはおりますけれども、交流駅だけではないのではないかなと。やはり全体的に常に考えていかなければならないということで、そういうふうな見通しと申しますか、そういうふうなことでの総合的な計画をじっくり考えてやっていく考えはないのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） おっしゃるとおり、軽米町では公共施設、大変老朽化しております。その結果、さまざまなご指摘を受けるような場面もあるとは思っております。教育施設等は整備を進めてまいりましたけれども、今後、特に今ご指摘のありまし

た火葬場、それからまた次、茶屋議員のご質問にあります、いちい荘、それからまた交流駅等に関しましては、非常に早期といいますか、建設していかなければならない部分だなというふうに思っております。そういった面では、今後優先順位、それからまた何よりも財政、そういったところの検討を重ねながら、着実に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

◇ 3 番 田 村 せ つ 議 員

○議長（松浦 求君） それでは、次に移りたいと思います。

3 番、田村せつ君。

〔3 番 田村せつ君登壇〕

○3 番（田村せつ君） 議長の許可をいただきましたので、私からは通告しておりました防災センター周辺の環境整備について、2 点お伺いします。

まず初めに、防災センターの公衆トイレについてお伺いします。公衆トイレの女性用の1カ所がここ数年使用禁止になっています。なぜ使用禁止になっているのか、当局はこの状況を把握しているのでしょうか。防災センターの公衆トイレは道路に面しており、人通りも多く、利用者も多いと聞いております。それに防災センターは、夢灯り、イルミネーションの点灯などのほかにいろいろなイベントが催され、人の集まる場所でもあります。トイレ清掃を委託されている地区の方々も、いつまでもこの状態ではなく、早く整備してほしいと願っております。このことについて当局はどのようにお考えでしょうか、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田村議員の防災センター周辺の環境整備についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の女性用トイレが1カ所、ここ数年壊れて使用できないので、整備を考えないかについてであります。防災センターの公衆トイレの管理につきましては、平成15年5月1日に岩手県と町で締結した2級河川雪谷川河川防災ステーション及び2級河川坊里沢川河川公園に整備した施設の管理に関する協定書により、町で施設の清掃管理や保守点検、小修繕など維持管理業務を担い、それ以外は県で維持管理業務を行っているものであります。女性用トイレは2カ所ありますが、議員ご指摘の使用不能となっている1カ所につきましては、協定書に基づき、平成27年7月から二戸土木センターに数回にわたり継続して修繕を依頼した結果、平成28年度に予算化されました。しかしながら、新たに電動水抜き弁の故障が発生し、女性用トイレと多目的トイレの使用ができなくなりました。県に再度修繕の依頼をし

ましたが、2つの同時修繕は予算上困難であるということから、緊急性の高い電動水抜き弁修繕を優先し、女性用トイレは平成29年度以降に修繕する旨回答をいただいております。今後とも協定書に基づき、向川原地区親水公園につきまして、明るいイメージの公園を目指して県と協議をしながら適切な管理を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 3番、田村せつ君。

〔3番 田村せつ君登壇〕

○3番（田村せつ君） いろいろと協議して平成29年度以降に整備するという回答でございます。道路に面しており、利用率も多い公衆トイレを早急に整備していただくことを要望いたしまして次の質問に移ります。

次は、親水公園についてお伺いします。親水公園につきましては、前にも一般質問でお伺いしましたが、再度お伺いいたします。公園は、平成11年の水害の後に復興事業で防災ステーションの一環としてつくられたと聞いております。現在の状況はと申しますと、公園の中にあるあずまやの屋根、ベンチ、健康器具などのペンキは剥げ落ち、老朽化がさらに進み、つくられた当時の面影もなくなっております。さきにも申しましたとおり、防災センターはいろいろなイベントが催され、人の集まる場所であります。当然周囲の公園も目に入ります。あずまやの屋根、ベンチなどを整備して景観のよい親水公園にしてほしいと願いますが、このことにつきましてどのように考えますでしょうか、お伺いいたします。答弁よろしくお願ひします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 第2点目のあずまやの屋根、ベンチ、健康器具等のペンキが剥げ落ち、老朽化が進んでいるが、景観のよい親水公園についてどのように考えるかというご質問についてでございますが、本年4月に老朽化した危険な健康器具の撤去工事を実施しております。あずまや、ベンチ等の整備につきましても施設等の点検を行いながら順次修繕等を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 3番、田村さん、いいですか。

○3番（田村せつ君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（松浦 求君） それでは、一旦休憩をいたしたいと思ひます。11時25分まで休憩をいたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（松浦 求君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇7番 茶屋 隆 議員

○議長（松浦 求君） 一般質問。

7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） それでは、通告しておきました3点について質問いたします。

まず最初に、住環境、インフラ整備及び防災、防犯について3点ほどお伺いします。1点目、最近異常気象によるゲリラ豪雨、一部の地域を局所的に襲う豪雨による河川の氾濫、住宅地の冠水、土砂崩れ等による災害が頻繁に発生しています。本県に甚大な被害をもたらしました台風10号豪雨から8月30日で1年がたちます。当町も大きな被害を受けました。復旧工事が大分おこなわれていて災害復旧がまだのところもあるように思われますが、現状はどうでしょうか。今後も今まで以上の想定外の大雨等が予想されますが、今後の異常な大雨に対する防災はどのように考えられているのかお伺いします。

2点目、町内の町道で舗装されていない道路の整備の今後の計画についてですが、今まで私も何回か質問させていただきましたが、町内の中でまだ舗装されていない道路が何路線かあります。道路が狭く、冬場除雪車が入りにくい、そういった路線もあると思いますが、対応はどのようにされていくのか。門前の裏通りの道路は、道幅も狭く、路肩は切り立った崖になっています。ガードレール、雨のフェンス等がついていますが、一部壊れたところがあり、非常に危険な場所がありますが、改善を考えられているのかお伺いします。

3点目、街路灯の設備が必要な場所の整備の今後の計画についてですが、特に小学校、中学校、高校通りの通学路は、現在少し、今までは暗いような気がしました。いかがでしょうか。また、いちい荘からバイパスに出る道路には設置されるとお聞きしましたが、いつごろ、どれぐらいの数を設置されるのか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の台風10号災害の復旧状況と今後の防災体制にかかわるご質問にお答えいたします。

昨年8月発生した台風10号による公共土木施設災害復旧事業は、道路災21件、河川災30件の合計51件であり、災害復旧事業費で約4億3,000万円となっております。交通安全確保の観点から、道路災を中心に5月上旬に7件の工事を発注し、5月下旬に21件、7月下旬には残り23件全箇所を発注し、復旧工事を進

めているところであり、8月末現在では約4割の復旧工事が既に完了しており、来年1月上旬には全ての復旧工事が完成する予定であります。これからの時期は、台風シーズン等を迎えるため、適正な工事管理に努め、早期完成を目指して進めていくとともに、予期せぬ災害に備えパトロールを強化し、災害発生時には的確かつ適切な対応が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

今後の異常な大雨等に対する防災についてでございますが、昨今の気象状況におきましては全国各地で過去に例がないと言われる雨量が観測され、九州地方や中国地方など台風常襲地帯と言われてきた地方においても毎年災害が発生しております。こうした災害に備え、河川改修や急傾斜地の崩落防止対策等ハード面の充実や日常点検、メンテナンスは重要な対策であります。ハード事業のみでは限界があると認めざるを得ない状況にあります。当町におきましても、平成11年の豪雨災害や昨年の台風10号災害はいまだ記憶に新しいところでございますが、過去の経験と最近の状況を踏まえましても防災対策において最も重要であるのは人命優先の対策であり、そのためには自助、共助、公助の連携による迅速かつ的確な判断と避難行動等ソフト事業の強化であると考えております。

町におきましては、防災担当職員を中心に、常に気象情報等に注視しているところでございますが、局部的なゲリラ豪雨等多発していること等を踏まえますと、残念ながら公助のみでは万全ではないと言わざるを得ないというのが現状であります。地域での自主防災組織は、8月末現在で4件にとどまっていることから、未結成地域につきましては、より一層組織の結成を働きかけるとともに、研修、訓練などの活動を支援し、自主防災組織による自助、共助体制の強化も図り、災害に備えたいと考えております。

次に、町内の町道で舗装されていない道路整備の今後の計画のご質問にお答えいたします。町道の未舗装道路については、用地の制限や幅員が狭く、起債事業等の導入が困難な道路が多く、町単独で進めていかなければならないことから、緊急性、財源確保等を総合的に検討しながら整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、街路灯の設置が必要な場所の今後の計画はの質問にお答えいたします。現在町で管理している街路灯は524基ございます。街路灯の設置基準は、軽米町街路灯の灯数等の基準を定める規則により8戸に1基と定められており、各行政区ともおおむね設置基準を満たしており、新たに設置する計画はございませんが、交通安全対策はもちろん防災対策の面からも街路灯の必要性は町としても十分理解しているところであります。今後とも街路灯の設置につきましては、町民の意見を聞きながら、緊急性の高いところから役場と地域、関係機関が連携し、設置を進めていきたいと考えております。

なお、今年度は東北電力のご厚意により、県道二戸軽米線等に10基の街路灯を

設置していただくことにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） それでは、再質問させていただきます。

今後は、想定できないような大雨、ゲリラ豪雨等が発生するものと予想して対応を考えておかなければなりません。昨年の台風10号の災害復旧が、道路河川においては51カ所中22カ所が完了、残る29カ所はこれからということです。災害復旧は、原状復帰ということで、もとどおりに直すということなそうです。もとどおりに直しても、今まで以上の大雨が降ればまた壊れるということをおこななければなりません。今後は、河川の氾濫、冠水、土砂崩れ等があった地区、行政区では早急に避難が必要となります。そのためにはしっかりとした避難場所の策定、また自主防災組織を結成して、ふだんから避難訓練等が必要になります。町長の政務報告では、自主防災組織を結成されたのは4地区ということでした。線状降水帯による集中豪雨やゲリラ豪雨など局所的な災害が全国的に多発する傾向にある中、地域での自助、共助による迅速かつ的確な行動による防災、減災の体制を強化するためにも各行政区での自主防災組織の結成が必要と思いますが、いかがでしょうか。

あと町道等の関係ですけれども、門前の裏通りですけれども、フェンスが壊れて危ないと思っておりますけれども、その答弁はございませんでしたけれども、その辺把握しているのか、今後はどのように対応されるのか。

あと街路灯の設置でございますけれども、街路灯に関しては昨年、私犬と散歩しながら高校通りから中学校通り、小学校通り、保育所、幼稚園、お寺まで歩いてみましたが、街路灯が半分ぐらいの数、LEDにかわっていてとても明るく感じました。私も去年あたりも歩いたのですけれども、それから歩いていませんでしたので、初めて歩いてみてわかりました。また、古い街路灯、普通の蛍光灯は色に変色してとても暗く感じました。全部かえればとても明るくなり、防犯にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

街路灯の管理は、町内会の分と役場の分があり、それぞれが管理しているということですが、私のところ、上新町では町内会の管理の分は行政区活動交付金等を利用していただきましてLEDに設置がえをいたしました。聞くところによれば、ほかの町内会でもそのようにしているということです。お寺から高校通りまでの通学路も役場の管理分の街路灯、蛍光灯をLEDにかえればとても明るくなり、夕方暗くなっても子供たちも安心して下校ができると思いますが、早急に取りかえる必要があると思いますが、いかがでしょうか、よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） それでは、担当課からそれぞれお答えをさせます。

総務課長、吉岡靖君。

〔総務課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課長（吉岡 靖君） 茶屋議員の自主防災組織の結成の促進についてお答えしたいと思います。

自主防災組織の結成については、昨年度末に要綱を定め、あるいは今年度から地域活動支援事業費補助金の補助メニューに加えるなど、その結成支援に対する体制をつくってきたところでございます。ただ、現在のところ大町、上新町、下谷地渡、緑ヶ丘地区の4地区にとどまっているのが現状でございます。茶屋議員もおっしゃっておいりましたとおり、やはり人命優先の観点から、想定外の災害が発生した場合でも素早い行動、的確な判断ができるよう、今後とも地域への結成を働きかけていきたいと思っております。具体的には他の市町村で組織している自主防災組織の活動の事例等も示しながら、具体的な活動のイメージを持っていただきながら、早期の結成について進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 地域整備課長、川原木純二君。

〔地域整備課長 川原木純二君登壇〕

○地域整備課長（川原木純二君） 茶屋議員の門前の裏通りのフェンスの件については、現在確認しておりませんので、確認し対応してまいりたいと思っております。

あとLED化についてですけれども、茶屋議員がおっしゃったとおり現在32%ほどLED化になっておりますけれども、まだほとんどが前の状態でございます。それで、行政区活動交付金を利用して、集落、行政区によっては全てLED化になっている行政区もございます。町の分といたしましては、順次交換してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 次に移ってもいいですか。

7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 今後災害に関しましては、自分の命は自分で守るということを実感し、日ごろから町民全員がそのことを共有して、自助、共助により迅速かつ的確な行動による防災、減災に対応できる体制を整えることをご要望申し上げます。

また、北朝鮮からのミサイル発射に対するJアラートが鳴り、この前びっくりしたわけですが、そのようなことに対する対応も、町として町民がどうすればいいのか考えて町民にお知らせいただくこともご要望申し上げます。

あとフェンスに関しては、今後確認し対応するというところでございますので、よろしくお願ひいたします。

街路灯の設置に関しましては、今まで私も何回も質問してきましたが、多分いらい荘からバイパスに出る道路への設置だと思いますけれども、初めて実現したと思っております。いろいろな方法を考えればできるのだという明るい兆しが見えたので、今後もそのような方法を考え対応していただくことと、お寺から高校通りの通学路の街路灯のLEDへの取りかえをご要望申し上げまして次の質問に移ります。

それでは、2番目ですけれども、農業振興について2点お伺いします。米の生産に関して、今まで政府では米政策に農家のために経営所得安定対策として対応されてきたと思いますが、平成30年度から経営所得安定対策と米政策が今までと大分変わるとお聞きしていますが、どのような形になるのか。農家が安心して米の生産ができるシステムなのかどうか。また、軽米町としては平成30年度以降、農家に対してどのような対策を考えているのか。

2点目ですけれども、ことしは異常気象で暖かい日、寒い日の寒暖差が激しく、8月の長雨、日照不足等により米、その他の作物にも影響があったと思いますが、現状はどうか。

以上2点についてお伺いします。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の農業振興についてのご質問にお答えいたします。

初めに、平成30年度の経営所得安定対策と米政策についてのご質問にお答えいたします。国は、平成25年12月に農林水産業・地域の活力創造本部において、農家ごとに主食米の生産量を割り当てて価格を維持する生産調整を平成29年度で廃止し、農家の自主的な経営判断で作物をつくる農業の実現化に向け、昭和45年以降、長い間続いてきた減反政策を初めとした米の政策を転換する方針を決定しております。また、経営所得安定対策で交付されている10アール当たり7,500円の米の直接支払交付金については、平成29年度で廃止されることとなっております。一方、主食用米のつくり過ぎで米価が急落しないように、麦、大豆、園芸作物、飼料用米などの生産に対する助成金は継続されることとなっております。当町では、これまで生産者や集荷業者等の関係団体の皆さんで組織する軽米町農業再生協議会で毎年度経営所得安定対策等の制度説明会を開催し、農家の皆さんや関係機関のご協力を得ながら、新たな制度に対する認識の共有と主食用米以外の作付転換を図ってきたところであります。その結果、飼料用米等への生産が促進され、本年の当町の主食用米の作付数量目標である441ヘクタールに対し、作付面積が約260ヘクタールとなっており、農家の皆様方のご協力により当町の目標以上に主食用米以外の作付が行われております。主食用米の需要が今後も減少する見込みの中、

農家所得を確保するためには米の過剰作付を抑制し、米価を安定させる必要があることから、岩手県では平成30年産以降においても生産数量目標にかわる生産目安を市町村ごとに設定する予定としており、当町においても示された生産目安を目標に、自主的な生産調整に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国は麦や大豆、園芸作物、飼料用米等の生産に対する交付金については継続する予定であることから、当町においても国から交付される産地交付金を活用し、飼料用米の作付、飼料用米稲わら利用促進、鶏ふん由来の有機肥料を水田に還元するなど、環境に優しい資源循環型農業を支援する町推進メニューを引き続き設定し、町内の畜産農家との耕畜連携を一層深めるとともに、雑穀や花卉、野菜などの転作作物への増産に努めてまいります。

来年度以降の国の交付金の額などの詳細は不確定であることから、今後とも国の動向を注視しつつ、昨年同様農家の皆さんを対象に各地区にて経営所得安定対策等の制度説明会を開催するとともに、軽米町農業再生協議会や各種農業関係団体と連携し、農業経営の安定を図ってまいります。

次に、冷夏、長雨による農作物への影響はどうであったかのご質問にお答えいたします。ことしの気象状況については、春からの天候はおおむね良好に推移し、心配された水不足についても回避され、凍霜害の被害もなく、作業全般的に平年並みに進み、おおむね順調でありました。しかしながら、7月下旬からの低温、長雨、日照不足等により農作物の生育に影響が出てきております。各関係機関から収集した情報ではありますが、麦やブルーベリー、ホップにつきましては、天候の影響もなく良好でありました。大豆や野菜、花卉、果樹につきましては、長雨、日照不足等により肥大不足等の影響が出てきております。たばこにつきましては、長雨の影響により多少の被害が出てきております。水稻につきましては、影響が不確定ではありますが、登熟不良による減収が予想されております。今後も農協や農業共済など関係機関と連携し、被害の把握と栽培管理等の指導に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） いずれにいたしましても、農家が安心して作物、米の生産ができるような対策を考えていただくことをご要望申し上げまして、次の質問へ移ります。

それでは、最後に現在建設予定の施設について3点お伺いします。1点目は、同僚議員も聞いて、重複する部分が多々ありますが、私も出しておりますので、確認の意味で質問させていただきます。火葬場の火葬炉の現状については、当局はもちろん、町長もいつ壊れてもおかしくない状況にあるということは認識されていると思います。3月定例会一般質問で、火葬場の建設は現在どのような計画を立て進め

られているのか、今後の計画はという質問に、町長は「整備計画は、過疎計画にもおのせてございます。過疎債など有利な事業を活用して財源をしっかりと確保した上で具体的な着工年度等をお知らせしたいと思っておりますが、いずれ財政状況等を勘案しながら建て直しをしてまいりたいと考えております」と答弁され、再質問に「過疎計画では、平成30年に実施設計、それから平成31年に本体工事、平成32年に既存の建物の撤去工事を予定しており、それを的確にできるよう頑張りたいというふうに思っております」と答弁されましたが、現在どのような形で進んでいるのか、進捗状況についてお伺いします。先ほど答えられたことは答弁いただかなくてもいいと思います。

また、これも同じですけれども、この前どなたかのお葬式の時、火葬が午前中でお葬式が1時からでしたが、仏様がようやく1時に間に合ったということがございました。そのとき火葬炉は大丈夫かなと思い、不安と心配でいっぱいでした。そういったことがございましたので、あえて火葬炉はいつまでもつのかなという質問をさせていただきました。メンテナンス等もやられているということですが、その結果、もう一度お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

それから、2点目、いちい荘建設についてですが、3月定例会の担当課長の答弁は社会福祉協議会と定期的に協議を重ねてまいりました。しかしながら、いまだ現在の協議状況では公表できる段階ではないことから、社会福祉協議会の意向や町の支援方法など、さらに時間をかけて十分協議を行い、検討していきたい。町長は、「過疎地域自立促進計画における建設年度につきましては平成32年度としておりますが、社会福祉協議会の意向、それから町の財政状況等から検討してまいりたいと、そういうふうに考えております」と答弁されております。現在社会福祉協議会とどのような形でどのような協議をされているのか、いちい荘建設の進捗状況についてお伺いします。

3点目、交流駅建設の進捗状況についてお伺いします。交流駅整備事業は、現在住民300人を対象に実施したアンケート調査の結果、建設検討委員会の意見を参考に詳細設計の素案の策定を進め、8月1日に新しい百人委員会のメンバーに変更になった図面で説明し、検討されたと思います。その後建設検討委員会で建物の基本設計及び道路設計を取り進めている状況であり、10月中旬までには軽米町議会全員協議会、地権者等説明会、全ての住民を対象とした説明会を開催したいと考えていると町長の政務報告でありました。私たちにも6月定例会で説明があったと思いますが、確認のため取りつけ道路、進入道路ですけれども、あと駐車場が当初の計画から多少変更になったわけですが、その理由と具体的内容についてお伺いします。

また、交流駅が建設されれば避難場所として利用されると思いますが、最近異常

な大雨によって雪谷川が氾濫した場合、施設の冠水が心配されますが、大丈夫なのか。設計変更等もあり得るのかお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の火葬場の進捗状況と火葬炉はいつまでもつのかの質問にお答えいたします。

火葬場は、築後40年以降が経過し、老朽化が進んでおるところから整備を検討しなければならないと認識しており、過疎計画に掲げておりますことから、財政状況を勘案しながら早期着工に努めてまいりたいと考えております。

これまでに主要な工事として火葬炉につきましては、れんがの張りかえ、台車の補修、さらには燃焼系統である火葬炉主燃バーナーの取りかえ、煙道ダクト取りかえ工事などの修繕工事を行っております。また、メンテナンスとしては火葬炉内の耐火れんがと台車ベッド、燃料系統の主燃バーナー等の点検保守については、おおむね5年間隔で実施するとともに、日常点検で設備の状況を常に把握するなど修繕等が必要な場合は対応を行っているところであり、町民に不安を与えないような業務推進に向けて万全な体制をとっております。今後につきましても建てかえまでの間は、現在の施設で円滑な火葬業務が進められるように引き続き施設管理に努めてまいります。

次に、いちい荘建設の進捗状況について、社会福祉協議会とどのような形でどのように協議されているかの質問にお答えいたします。特別養護老人ホームいちい荘は、二戸地区広域行政事務組合により設置された特別養護老人ホームであり、昭和51年5月に開所され、当町が運営してまいりました。その後平成5年には短期入所8床が増床され、平成12年度からは当町に移管され、さらに平成21年10月には当町から社会福祉協議会へ移管され、現在まで社会福祉協議会が管理運営しております。特別養護老人ホームいちい荘の建設につきましては、昨年より担当課と社会福祉協議会とで建設に向けて協議しております。また、8月28日には社会福祉協議会より理事全員による署名、捺印による請願があり、私もその後施設を視察してまいりました。その結果、早期の建設が必要であると強く感じてまいりました。施設の規模、建設事業費並びに補助制度による見込まれる補助金額等の調査検討をしており、社会福祉協議会との協議をさらに重ね、早期の建設を実現していきたいと考えております。

次に、交流駅建設の進捗状況についてお答えいたします。交流駅建設事業に伴う県道二戸軽米線からの進入路の整備につきましては、当初町道大町下新町線への歩道整備にあわせて2車線のアクセス道路を新設したいと考えておりました。道路工

事に伴い、交差点を新設あるいは改良するためには道路法の規定に基づき、公安委員会から意見を聴取した上で道路管理者から許可を受ける必要があり、5月25日に岩手県公安委員会の窓口である二戸警察署交通課と事前の打ち合わせを行ったところ、既設の町道交差点と新設予定の交差点間距離が短いことから、交通の安全確保を図るため、既存の町道を歩道付きの2車線道路に改良整備するか、既存の町道を歩行者専用とした上で2車線道路を新設するかのどちらかを選択するよう指導され、町といたしましては経済的な方法として既存の町道を歩行者専用とした上で2車線道路を新設する方法を選択し、8月28日に事前協議の承認をいただいたところであります。

また、大駐車場の整備につきましては、5月19日に岩手県県土整備部都市計画課と打ち合わせを行ったところ、都市計画法の規定に基づき、都市計画区域及び準都市計画区域外の区域においても1万平方メートル以上の開発行為を行う場合は許可を受けなければならないという指導を受け、開発許可の基準が厳しく、許可は困難と判断されたことから、開発面積を1万平方メートル未満とするため、大駐車場の面積を当初計画していた約5,200平方メートルから約2,800平方メートルに変更したいと考えており、今後関係する地権者及び隣接者等への説明会を開催し、ご説明したいと考えております。

次に、交流駅を避難場所として利用することについてですが、交流駅の敷地の計画高は雪谷川の堤防高より約50センチ高く、交流駅1階の床高は堤防高より約90センチ高い計画としております。また、玄関に止水壁を設置することにより、堤防高より約150センチ高い水位までは施設への浸水を遮断することが可能と考えており、今後の詳細設計では流出防止の構造等についても検討したいと考えております。しかしながら、現在の交流駅建設予定地は、平成28年に各戸配布した軽米町防災マップにも掲載のとおり、過去の実績をもとに洪水が予想される区域であり、近年各地で発生している想定外の豪雨等を考慮し、交流駅は洪水及び内水氾濫の指定避難場所等には指定しない方向で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） それでは、再質問させていただきます。

いちい荘建設に関しては、今まで私も同僚議員も何回も質問してきました。町長の答弁は、建設に関しては社会福祉協議会が実質的に進めていただく、町としては県北分場の跡地は無償でお貸しするというところで、平成31年度をめどに社会福祉協議会と協議して進めるということが進められてこられたと思いますが、問題は財源だと思います。いちい荘にも今までの積立金があるわけですが、国の補助金を入

れても財源に不足が生じます。社会福祉協議会だけの財源ではどうにもなりません。町の支援が必要です。今いろいろな施設の建設を予定している中、大変とは思いますが、そこを何とかするのが首長、山本町長の手腕だと思います。当然社会福祉協議会の努力も重要です。社会福祉協議会から建設計画と請願書が出されたとお聞きしていますが、あとは町長の判断だと思います。

いずれにいたしましても、いつかは建てなければなりません。そうなのであれば、一日も早く着工着手すべきではないでしょうか。町長、どうぞご英断ください。過疎地域自立促進計画における建設年度に基づき、平成31年度に建設するとご明言ください。そして、軽米町民を安心させてください。よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 先ほど答弁でも申し上げましたけれども、請願書をいただきました私も早速いちい荘を視察してまいりました。大変入所者も介護度の重い、しかも胃ろう、それから寝たきりと申しますか、ベッドを離れられない方々も多くおりました。そして、また壁にはひびとか雨漏りとかいろんな、至るところが老朽化して進んでおります。そういうことで、いちい荘に関しましては優先的に、やはり平成31年を目途に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） 最後ですけれども、火葬場の建設は同僚の議員にも答えられております。喫緊の課題ですので、一日も早い建設をご要望申し上げます。

いちい荘に関しましても、今町長からご答弁がありました。平成31年度をめぐるといいますが、もう一度いちい荘建設は任期中にやるということは町長の公約でもあると思います。もう一度お伺いしますが、町長、どうぞご英断ください。平成31年度に建設するという、先ほどの明言と受け取ればいいのか、そうだと私は理解しておりますが、そういうこととして町民を安心させていただくことを再度申し上げます。

また、交流駅に関しましては、現在建設検討委員会において基本設計及び道路設計を取り進めている状況であり、10月中旬までには軽米町議会全員協議会、地権者等説明会、全ての住民を対象とした説明会を開催したいと考えているということですが、説明会だけではなく、町民の意見、要望、提言をもう少し取り入れていただくことをご要望申し上げまして質問を終わります。どうぞ町長よろしく申し上げます。

○議長（松浦 求君） 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長（山本賢一君） 繰り返しになりますが、平成31年度を目標にしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦 求君） 7番、いいですか。

○7番（茶屋 隆君） はい。

○議長（松浦 求君） 以上をもって本日の一般質問は終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦 求君） 次の本会議は、9月8日、午前10時からこの場で開きます。

本日はご苦労さまでした。

以上で散会いたします。

（午後 零時03分）